

～地域でともに生きるまちづくり～

日南町障がい者プラン

日 南 町

「障害」「障がい」の表記について

計画内の文言において法令及び条例（これらに基づき定められた規則、訓令、告示及び公示を含む。）や医学用語等の専門用語、機関や大会等の名称等の固有名詞の表記を「障害」、その他一般的な記述についてを「障がい」と表記しています。

目 次

日南町障がい者プランについて

はじめに	1
1 プラン策定の背景	2
2 プランの位置づけ及び期間	4
3 プランの基本目標	4

第 1 部 日南町障がい者計画

第 1 章 障がいのある方の現状	9
第 2 章 主な整備目標	20
第 3 章 分野別施策の基本方針	22

第 2 部 日南町障がい福祉計画

日南町障がい児福祉計画

第 1 章 計画の成果目標	34
第 2 章 計画の活動指標	46

地域でともに生きる

まちを目指して



はじめに

本町では現在、総合計画において「町民の誰一人として取り残さない社会の実現」、日南町総合戦略による「ひとづくり」と「持続可能なまちづくり」の2本の柱に基づき、『創造的過疎のまちへの挑戦』を基本理念とし、「障がいのあるなしに関わらず、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり」に取り組んでいます。

近年、「障害者総合支援法」や「障害者雇用促進法」の改正、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の制定など、障がい者施策を取り巻く様々な変化がありました。

本町ではこのたびこのような法制度の改革や社会情勢の現状等の変化を踏まえ、「日南町障がい者プラン（令和6年度から令和14年度までを計画期間とする日南町障がい者計画、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする日南町障がい福祉計画及び日南町障がい児福祉計画）」の策定を行いました。

本プランに基づき、障がいのある方の希望を尊重し、その人らしい生活ができるよう支援体制の整備を行ってまいります。また、障がいのあるなしに関わらず、お互いに人格と個性を尊重しあい、誰もが安心して住み慣れた地域の中で暮らし続けられるよう、様々な取り組みを展開していきます。

最後になりましたが、本プランの策定にあたり、貴重なご意見をいただきました策定委員の皆さまをはじめ、ご協力いただきました関係者の皆さまに、心から御礼申し上げます。

令和 6年 3月

日南町長 中村 英明

1. プラン策定の背景

本町では、平成9年3月に「日南町障害者福祉計画（第1期）」を策定しました。その後、3年ごとに計画を見直し、平成29年度には「障がい児福祉計画」を加え「日南町障がい者プラン」として、令和5年度末まで計画を策定しております。

これらの計画期間中、障がい者施策を取り巻く様々な変化がありました。平成19年に国際連合の「障害者の権利に関する条約」署名が行われ、条約の批准に向けた障がい者施策の見直しが進められました。平成23年6月には「障害者虐待防止法」の成立、同年8月「障害者基本法」の改正、平成25年4月には「障害者総合支援法」が施行され、障害福祉サービスの対象に難病の方を加えるなどの改正が行われました。同年6月には「障害者差別解消法」が成立、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」を批准するなど、合理的配慮等の義務化や、障がいのある方に対する権利を実現するための法的な整備も進んでいます。

また、平成28年の「障害者差別解消法」施行、平成30年の「児童福祉法」改正、令和3年の「医療的ケア児支援法」の成立、令和4年の「障害者総合支援法」の改正など、障がいのある方が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実や、当事者家族支援の充実など、地域社会の理解と協力を得るための取組が進められています。

このような障がい者施策における大きな法制度の改革や社会情勢の現状、変化を踏まえた地域づくりの指針とするべく、障害者基本法及び障害者総合支援法、児童福祉法に基づく「日南町障がい者プラン」を策定します。

<障害者支援に係る法整備の主な動き>

年度	法整備状況	概要
平成18年	障害者自立支援法の施行	福祉サービスの提供主体を市町村とし、障がいの種類（身体障がい・知的障がい・精神障がい）にかかわらず、共通の福祉サービスを提供すること、一般就労への移行を目的とする事業の創設
平成19年	障害者権利条約に署名	障害者に関する初めての国際条約
平成21年	障害者雇用促進法の改正	障害者雇用納付金制度の適応対象範囲を拡大
平成23年	障害者基本法の改正	障害者の定義の見直し、「合理的配慮」の概念や「差別禁止」の明記
平成24年	障害者虐待防止法の施行	虐待の定義、防止策を明記
平成25年	障害者総合支援法の施行	「障害者自立支援法」の見直し、障害への難病追加、制度の谷間の解消
	障害者優先調達推進法の施行	障害者就労施設などへの物品等の需要の推進
平成26年	障害者権利条約に批准	障害者権利条約の批准書を国連に寄託、同年2月に我が国について発効
	障害者総合支援法の改正	重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化

平成 28 年	障害者差別解消法の施行	障害を理由とする差別的取り扱いの禁止 差別解消の取り組みの義務化
	障害者雇用促進法の改正	国や自治体における合理的配慮の提供が義務化
	成年後見制度利用促進法の施行	国において成年後見制度利用促進基本計画の策定及び成年後見制度利用促進会議等の設置
	発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行	「発達障害者」の定義の改正、「社会的障壁」の定義の改正 国や自治体における相談体制の整備の責務を明記
平成 30 年	障害者雇用促進法の改正	障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わる
	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	自立生活援助の創設、就労定着支援の創設、居宅訪問型児童発達支援の創設 高齢障害者の介護保険サービスの円滑利用 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（「障害児福祉計画」の策定） 医療的ケアを要する障害児に対する支援
令和元年	障害者雇用促進法の改正	障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） 特定短時間労働者を雇用する事業主に特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進を目的とする
令和 2 年	障害者雇用促進法の改正	事業主に対する給付制度、障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）の創設
令和 3 年	障害者差別解消法の改正	合理的配慮の提供義務の拡大（国や自治体のみから民間事業者も対象に）
	医療的ケア児支援法の施行	医療的ケア児が居住地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
令和 4 年	障害者総合支援法の改正	グループホーム利用者希望する地域生活への移行支援等を進める
	障害者雇用促進法の改正	週 10 時間以上 20 時間未満で働く精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者について、法定雇用率の算定対象に加える
	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進（障害の種類・程度に応じた手段を選択可能とする）

2. プランの位置づけ及び期間

「日南町障がい者プラン」は、障害者基本法第11条3項に定める「市町村障害者計画」に相当する「日南町障がい者計画」、障害者総合支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」に相当する「日南町障がい福祉計画」、児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」に相当する「日南町障がい児福祉計画」を併せたものとして位置づけ、国の「障害者基本計画」、「基本指針」及び鳥取県が策定している「鳥取県障がい者プラン」や日南町が策定している「総合計画」等と整合性を持った計画とします。

また「日南町障がい者プラン」は、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図る「日南町成年後見制度利用促進基本計画」を兼ねたものとして策定します。

プランの期間について、「日南町障がい者計画」の計画期間を令和6年度から令和14年度までの9年間、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」の計画期間を令和6年度から令和8年度の3年間とします。また、毎年「障がい者プラン推進委員会」を開催し、必要に応じて見直しを行います。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
障害者計画 (障害者基本法)	→	→								
障害福祉計画 (障害者総合支援法)	→	第7期		第8期			第9期			→
障害児福祉計画 (児童福祉法)	→	第3期		第4期			第5期			→

3. プランの基本目標

障がいのある方は、生活の一部に困難を抱え、日常生活において特別な支援を必要とすることがあります。しかし、地域社会の一員として、平等に権利と義務を有する町民の一人です。現在、本町は高齢化率が53.4%（令和4年度3月末現在）であり、身体障害者手帳の年齢別所持者のうち高齢者が占める割合が高いことから明らかなように、高齢化が進行する中で、生活しづらさは誰にも起こり得るものであり、特定の人のことではありません。

障がいのあるなしに関わらず、自らの生活を主体的に選択し、住み慣れた地域や家庭において、ともに協力し支えあい、安心して暮らしつづけられるまちを目指して、基本目標は引き続き「地域でともに生きるまちづくり」とし、本プランを策定します。

障害者基本法抜粋

(障害者基本計画等)

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者総合支援法抜粋

(市町村障害福祉計画)

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第七十七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第七項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かななければならない。
- 11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 12 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第八十八条の二 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする

児童福祉法抜粋

(障害児福祉計画等)

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

7 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

8 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

- 1 0 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。
- 1 1 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 1 2 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第三十三条の二十一 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害児福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害児福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

第 1 部

日南町障がい者計画

第 1 章

障がいのある方の現状

1. 日南町の人口の推移	1 0
2. 身体障がい者数の推移	1 1
3. 知的障がい者数の推移	1 4
4. 精神障がい者数の推移	1 5
5. 更生医療受給者数の推移	1 7
6. 補装具給付の利用実績	1 8
7. 特別障害者手当等の実績	1 9

1. 日南町の人口の推移

本町の人口は、少子化・高齢化の傾向が顕著に見られる中で毎年約100人以上の減少を続けており、今後も減少が見込まれます。直近10年では1354人減少しており、転入・転出の社会動態より、出生数・死亡数の自然動態の影響が大きいです。令和4年度3月末について年齢別でみると65歳以上の人口の割合が53.4%となり、人口の半数が高齢者となっています。

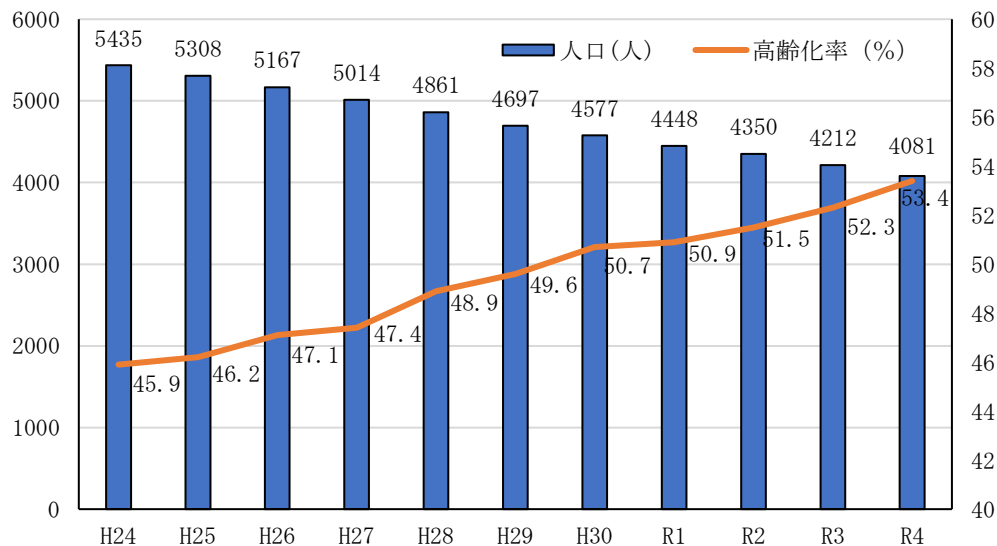


図1 日南町の人口と世帯数の推移（各年度3月末時点）

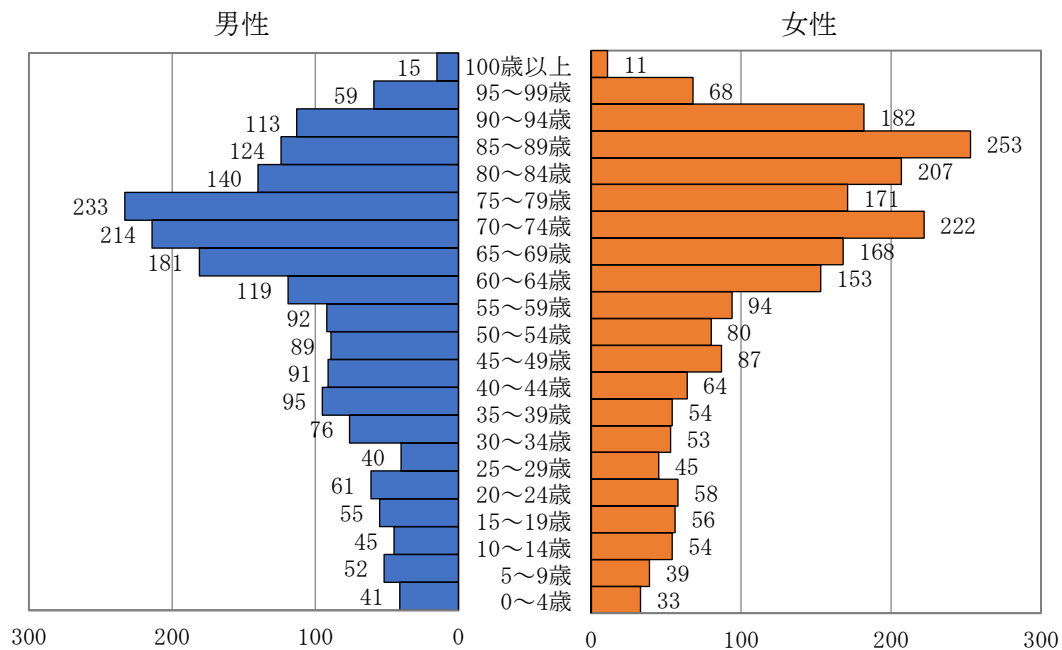


図2 日南町の年齢階級別人口（令和4年度3月末時点）

2. 身体障害者手帳保持者数の推移

身体障がい者数は、令和4年度3月末現在262人で、そのうち65歳以上の方が87.4%を占めています。

等級別でみると4級が31.7%で最も多く、1級・2級の重度障がいの方が36.3%を占めています。

障害種別でみると、肢体不自由の方が56.1%で最も多く、手帳保持者数の約半数以上を占めています。

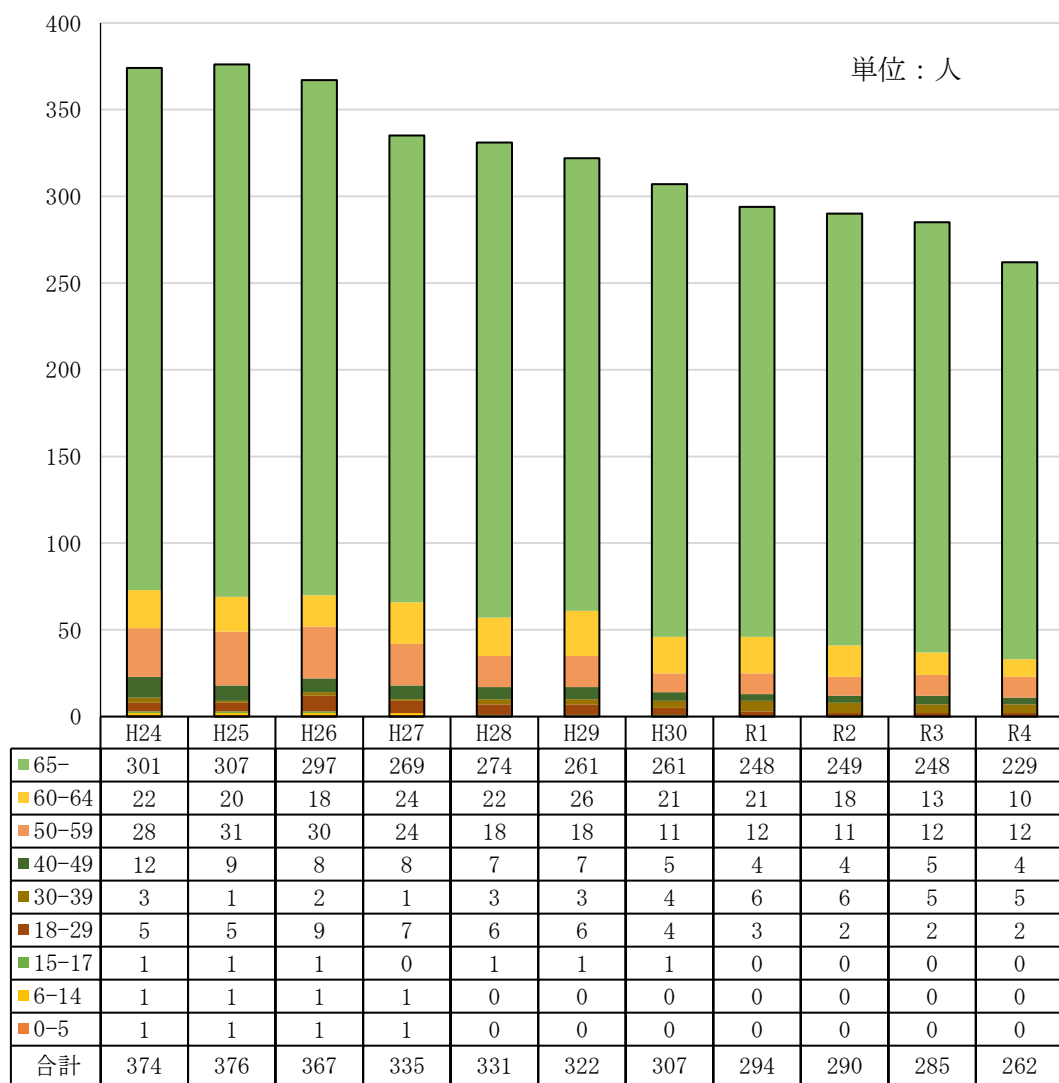


図3 身体障害者手帳年齢階級別所持者数（各年度3月末時点）

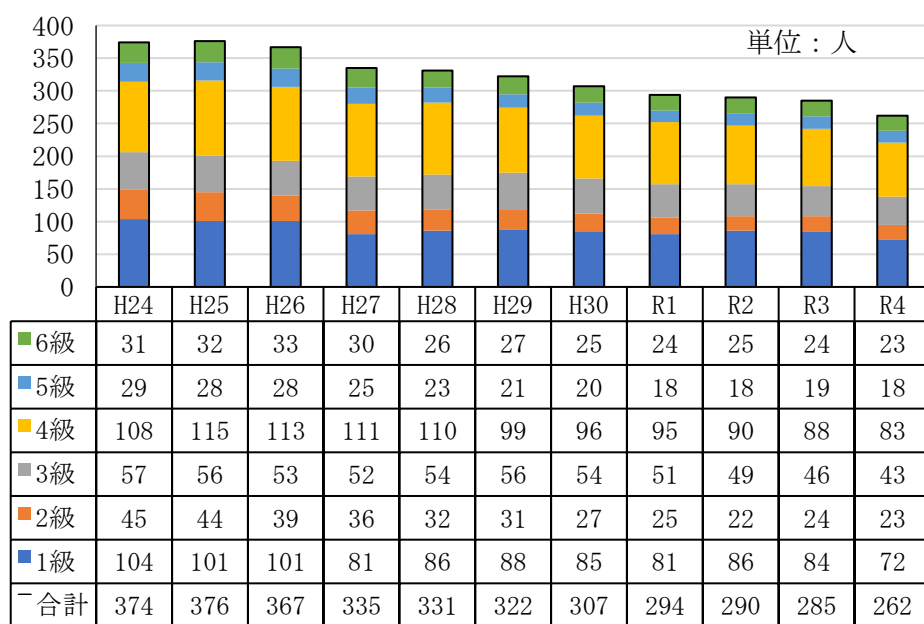


図4 身体障害者手帳等級別所持者数（各年度3月末時点）

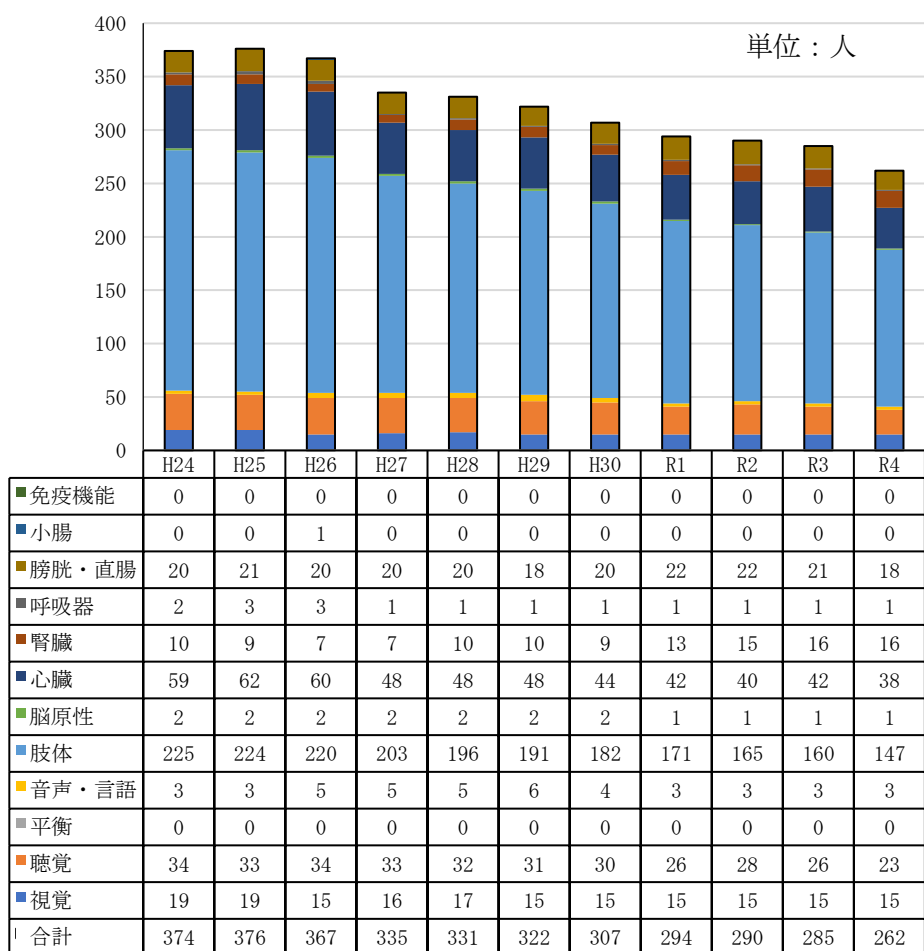


図5 身体障害者手帳障害種類別所持者数（各年度3月末時点）

※全国及び鳥取県との比較

令和３年度３月末現在で、身体障害者手帳所保持者の障害種別毎の人口比（手帳所持者数を人口で割ったもの）をみると、本町は全国、鳥取県と比較しすべての種別において高い割合となっています。

表１ 身体障害者手帳の障害種別毎の所持率（令和３年度３月末現在）

	視覚	聴覚	音声言語	肢体不自由	内部
全国	0.26%	0.36%	0.04%	2.01%	1.32%
鳥取県	0.25%	0.31%	0.04%	1.70%	1.06%
日南町	0.35%	0.61%	0.07%	3.82%	1.89%

3. 知的障がい者数の推移

療育手帳所持者数は、令和4年度3月末現在で33人です。障害程度別にみると、A（重度）の方が24.2%、B（中軽度）の方が、75.8%の割合となっています。

表2 療育手帳障害程度別・年齢別所持者数（各年度3月末現在） 単位：人

年	障害程度別			年齢別		
	A+B	A(重度)	B(中軽度)	18歳未満 ①	18歳以上 ②	合計 ①+②
H24	37	9	28	2	35	37
H25	35	7	28	1	34	35
H26	35	7	28	1	34	35
H27	34	6	28	2	32	34
H28	31	5	26	2	29	31
H29	32	8	24	4	28	32
H30	30	9	21	4	26	30
R1	30	9	21	4	26	30
R2	30	9	21	4	26	30
R3	30	9	21	4	26	30
R4	33	8	25	4	29	33

※全国及び鳥取県との比較

令和3年度3月末現在で、療育手帳所持者の障害程度別毎の人口比（手帳所持者数を人口で割ったもの）をみると、本町は全国、鳥取県と比較し低い割合となっています。また、年齢別にみても本町は全国、鳥取県と比較し低い割合となっています。

表3 療育手帳所持者の障害程度別・年齢別の所持率（令和3年度3月末現在）

	A(重度)	B(中軽度)	18歳未満	18歳以上
全国	0.35%	0.64%	0.24%	0.74%
鳥取県	0.33%	0.73%	0.13%	0.93%
日南町	0.21%	0.49%	0.09%	0.61%

4. 精神障がい者数の推移

本町における精神障害者保健福祉手帳所持者数は減少傾向、精神通院医療公費負担（自立支援医療）受給者数は大きな変動はなく、横ばいの傾向にあります。

精神保健福祉に関する相談は様々で、疾病による精神不安、職場・家庭等におけるストレス、うつなどの相談が多く寄せられます。相談者の中には手帳の交付や公費負担を受けていない方も多く、今後も制度の周知及び支援が重要となります。

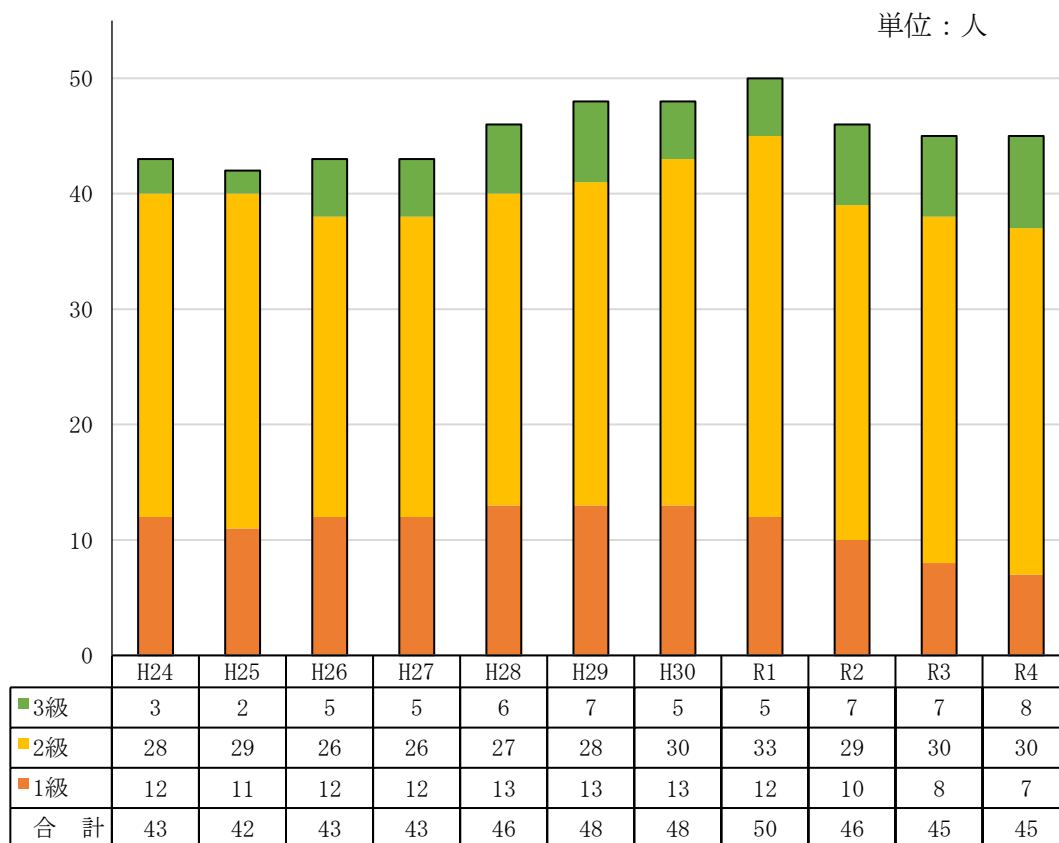


図6 精神障害者保健福祉手帳等級別所持者数（各年度3月末時点）

単位：人

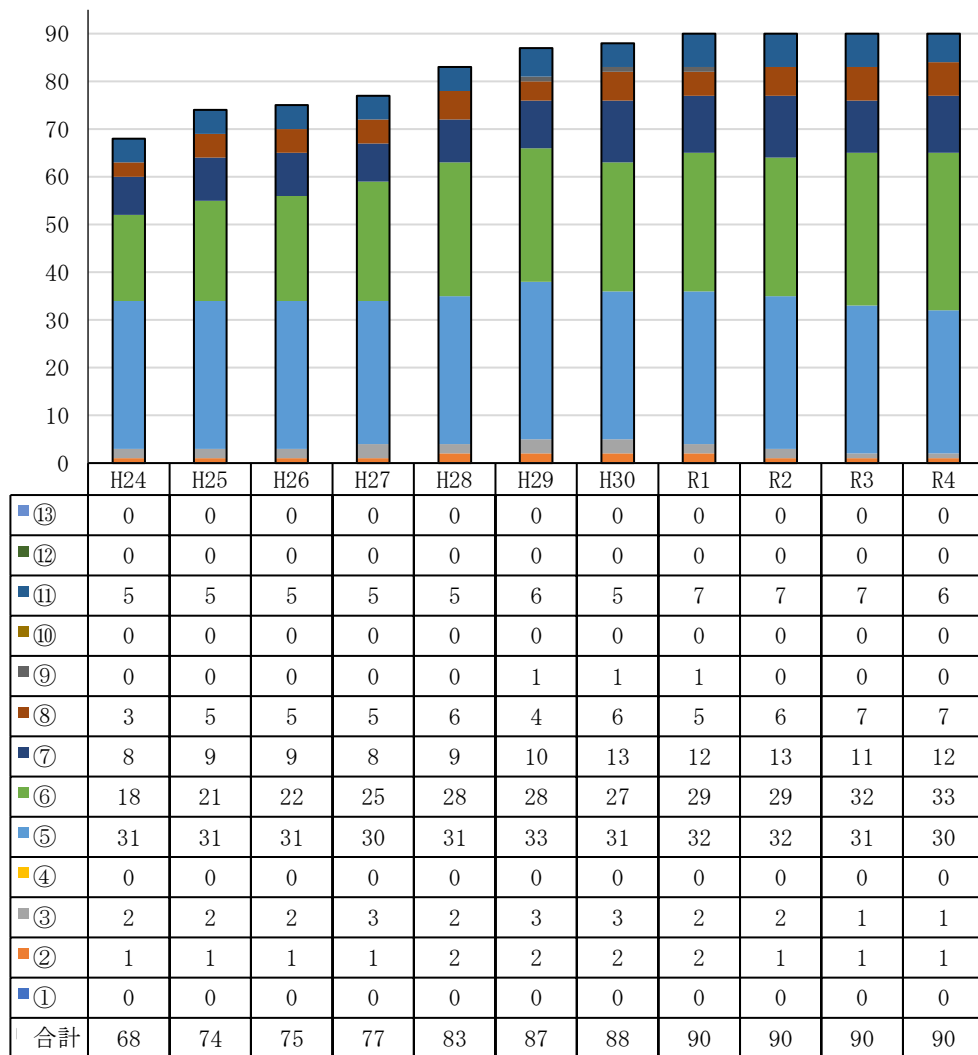


図7 精神通院医療公費負担（自立支援医療）受給者数（各年度3月末時点）

図7における疾患名

①	症状性又は器質性精神障害	⑧	神経症
②	脳血管障害及びその後遺症	⑨	精神疾患
③	認知症	⑩	児童・思春期精神障害
④	中毒性精神障害	⑪	てんかん
⑤	統合失調症	⑫	知的障害
⑥	そううつ病	⑬	その他
⑦	その他の精神疾患		

5. 更生医療受給者数の推移

本町における更生医療受給者は内部障害の心臓及び腎臓の方で、腎臓機能障害の方は増加傾向が続いているが、心臓機能障害の方は年度によってばらつきがみられます。

表4 更生医療公費負担（自立支援医療） 支給決定人数（各年度3月末時点） 単位：人

障害 年	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合計
H25	0	0	0	0	4	5	0	0	0	9
H26	0	0	0	0	1	9	0	0	0	10
H27	0	0	0	0	3	12	0	0	0	15
H28	0	0	0	0	5	12	0	0	0	17
H29	0	0	0	0	2	13	0	0	0	15
H30	0	0	0	0	0	13	0	0	0	13
R1	0	0	0	0	3	13	0	0	0	16
R2	0	0	0	0	7	13	0	0	0	20
R3	0	0	0	0	5	14	0	0	0	19
R4	0	0	0	0	2	14	0	0	0	16

表4における障害名

①	視覚障害
②	聴覚・平衡機能障害
③	音声・言語・そしゃく機能障害
④	肢体不自由
⑤	（内部障害）心臓
⑥	（内部障害）腎臓
⑦	（内部障害）小腸
⑧	（内部障害）肝臓
⑨	免疫機能障害

6. 補装具給付の利用実績

補装具の給付件数は年々減少傾向にあり、その中でも特に補聴器の購入が減少しています。

表5 補装具給付状況（各年度3月末時点） 単位：人

区分	種目	身体障がい者			障がい児		
		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
購入	義肢	1	0	1	0	0	0
	装具	1	0	0	0	0	0
	座位保持装置	0	0	0	0	0	1
	車いす	1	3	0	0	0	0
	補聴器	5	2	2	0	0	0
	眼鏡	0	1	0	0	0	0
	小計	8	6	3	0	0	1
修理	義肢	1	0	0	0	0	0
	装具	0	0	0	0	0	0
	座位保持装置	0	0	0	0	0	0
	車いす	2	3	3	0	0	0
	補聴器	1	2	0	0	0	0
	眼鏡	0	0	0	0	0	0
	小計	4	5	3	0	0	0
	合計	12	11	6	0	0	1

7. 特別障害者手当等の実績

特別障害者手当・障害児福祉手当の受給者は、ここ近年増加傾向にあります。

表 6 特別障害者手当等受給者人数（各年度 3 月末時点） 単位：人

区分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
特別障害者手当	3	6	6	7
障害児福祉手当	0	0	1	1
経過的福祉手当	1	0	0	0
計	4	6	7	8

表 6 の内容

特別障害者手当	精神又は身体に著しく重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障がい者に対して、重度の障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として支給される手当です。
障害児福祉手当	重度障がい児に対して、その障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として支給される手当です。
経過的福祉手当	重度障がい者に対して、その障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として支給される手当です。 ※昭和 61 年 3 月 31 日において 20 歳以上であり、現に従来の福祉手当の受給者であった者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されていない方に支給される手当で、現在は新規認定を行っていません。

第2章

主な整備目標

1. 現状と課題 2 1
2. 主要施策 2 1

1. 現状と課題

本町では総合計画において「町民の誰一人として取り残さない社会の実現」、日南町総合戦略による「ひとづくり」と「持続可能なまちづくり」の2本の柱に基づき、『創造的過疎のまちへの挑戦』を基本理念とし、「障がいのあるなしに関わらず、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり」に取り組んでいます。しかし、高齢化率が53%を超え、少子高齢化・人口減少への対策が喫緊の課題であり、社会資源に限られる中、一町だけで子どもから高齢者までの町民の暮らしを支えていくことは難しい状況にあります。

令和5年12月末時点で本町内で提供されている障害福祉サービスは、特定非営利活動法人あかり広場による就労継続支援A型・B型事業所、共同生活援助、相談支援事業所及び日南福祉会（ホームヘルプセンターにちなん）による居宅介護、生活介護です。町内の障がいのある方々の生活・就労支援、社会参加の場として、その方が望む暮らしの支援の中心を担っており、今後もニーズに応えるサービス提供の継続が不可欠です。特に、障がいのある方及び支援者の高齢化はますます顕著となるため、「親亡き後の生活の安定」への支援は重要です。居宅介護等の在宅サービスの充実、地域での暮らしの一つであるグループホーム等の確保・充実、インフォーマルな相談等のできる支援者の関わりや、自立した生活に向けての援助等が求められています。

また、広い面積を有する本町において、「移動」にかかる負担はかなり大きなものがあります。これは障がいのある方だけの課題ではありませんが、自由な移動が困難な方には、買い物、医療機関の受診、仕事等の選択や余暇活動への参加、福祉サービスを利用する中でも負担を強いられている現状があります。

喫緊に取り組むべき課題として、「障害児通所支援の不足」も挙げられます。本町をはじめ、日野郡内には障害児通所支援の提供事業所はないため、利用者は西伯郡や米子市等の事業所に行かざるをえない状況にあります。

「地域でともに生きるまち」の実現に向けて、不足する社会資源の全てを本町に整備することは困難ではありますが、様々な関係機関との連携を更に密にしつつ、できることから柔軟に取り組み、本町におけるインクルーシブな社会の実現を加速する必要があります。

2. 主要施策

- 「日南町障がい者プラン」に基づき、障がいのある方の希望を尊重し、その人らしい生活ができるよう支援体制の整備を行います。
- 住み慣れた地域で安心した暮らしができるよう、雇用の場の確保を始め、社会環境の充実に向けて取り組みます。
- 障がいのある子どもや高齢者を地域全体で支え合うために、子育て支援策、高齢者施策等と連携しながらきめ細やかな支援を行います。
- 障害者差別解消法を遵守し、障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重しながら共生するまちを目指します。
- 「あいサポート運動」の推進により、障がいのある方への正しい理解を促し、日常生活はもちろん災害時、避難所等での生活等で合理的配慮がなされるように取り組みます。

第3章

分野別施策の基本方針

1. 生活支援	23
2. 保健、医療、福祉	24
3. 安心・安全	25
4. 情報アクセシビリティの向上・コミュニケーション支援の充実	26
5. 生活環境	27
6. 雇用、就業等	28
7. 教育・文化芸術活動・スポーツ	29
8. 差別の解消及び権利擁護の推進	30
9. あいサポート運動の推進等	32
10. 行政サービス等における合理的配慮	33

1. 生活支援

障がいのある方が地域で安心して暮らすためには、身近なところで相談できる環境を整える必要があります。自立支援給付サービスの利用者には、現在それぞれに相談支援専門員がつき、個人の状況や希望・目標を踏まえたサービス等利用計画の作成、支給につながっています。また身近な相談体制の確保を図るため、本町では、一般相談を相談支援事業所つばみに委託を行っています。今後も複合化、複雑化した多様なニーズに対応するため、障害福祉サービス等の相談支援体制の強化や連携を推進します。

【施策の方向性】

施策名	内容
相談支援体制の充実	・必要に応じて適切な相談を受けられるよう、町や相談支援委託事業者等の関係機関、介護、児童、生活困窮等の分野の相談窓口と連携を図り、身近な地域で専門的な相談を受けることができる相談体制を整備します。
障害福祉サービス等の充実	・障害福祉サービス見込量の確保、制度の周知、利用促進に努め、適切かつ効率的に障害福祉サービスを提供します。
障がい児支援の充実	・障がいのある児童・生徒の成長に応じた切れ目のない支援と、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した地域支援体制を整備し、充実を図ります。
人材の育成支援	・多様なニーズに適切に対応できるよう、福祉・保健・医療等各分野で障がいのある方の生活の支援に関わる人材の育成・確保・定着を図ります。

2. 保健、医療、福祉

障がいや難病のある方が、地域において生涯にわたり安心・安全な生活ができるよう、保健・医療・福祉が連携し、ニーズに応じた適切な治療が行えるよう、相互に補完しあう体制づくりを進め、保健・医療サービス、リハビリテーションの相談機能の充実を図ります。

精神障がいのある方が地域で自分らしく安心して暮らしていくため、地域の支えあいやネットワークを強化し、入院から在宅医療まで切れ目のない保健、医療、福祉の連携を進めます。

【施策の方向性】

施策名	内容
保健・医療、福祉サービスの充実・連携	・適切な保健・医療サービスやリハビリテーションが受けられるように、日南病院、日南福祉会、保健師、地域包括支援センター、相談支援事業所、サービス提供事業所等と連携し、高齢者及び障がいのある方の入院から在宅医療まで切れ目のない保健、医療、福祉の連携を進めます。
精神保健・医療の提供	・日頃の来所、電話相談はもとより、精神科医師による『こころの相談日』を町内で定期的に設け、相談しやすい環境づくりを行います。また各種依存症の相談にも、関係機関等と連携し対応します。
こころの健康づくり・介護予防	・地区保健委員や食育推進員等の活動を中心に、『にこにこ健康にちなん21』の普及に努め、住民の主体的な健康づくり活動を促進するとともに、鳥取県立精神保健福祉センター等と連携し、こころの健康づくりを推進します。 自死を防ぐため、米子保健所や医療機関等と連携して自死予防の普及啓発を行います。
障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見	・疾病・障がい等の早期発見及び治療、早期療養を推進するため妊産婦健診、乳幼児及び児童に対する健康診査、保健指導の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の充実等を図ります。 日南病院との連携を図り、糖尿病などの生活習慣病予防や早期対応に取組み、病気による障がいの発生防止を図るとともに、生活習慣の改善による健康の増進などの取組を行います。

3. 安心・安全

障がいのある方が住み慣れた地域で安全に安心して生活し続けられるよう、行政、町民、関係団体などが連携した防災体制を整備し、情報提供体制の確保、支援体制の構築をすすめます。

災害発生時や避難所において障がいのある方に適切に必要な情報が伝わるよう、障がいの特性に応じた情報提供を行うとともに、福祉避難所の確保・適切な運営が行われるよう障がいのある方の防災体制づくりを行います。

【施策の方向性】

施策名	内容
防災対策の推進、感染症等への備え	・町では福祉避難所として「日南町総合文化センター」を指定していますが、さらに整備が進むよう関係団体との協議を行います。また福祉避難所が開設された際に、適切な運営がなされるよう、引き続き訓練等を実施します。一般の避難所においても障がいのある方への合理的配慮がなされるよう、「あいサポート運動」の推進等により、障がいに対する正しい理解が広がるよう努めます。 ・地域包括支援センターを中心として「支え愛マップ」の作成が各地域で行われ、災害時に配慮の必要な方の把握を行っていますが、今後も「支え愛マップ」の更新を行い、災害時に迅速に避難ができるよう支援します。 ・事業所等において新型コロナウイルス感染症など、新たな感染症の感染拡大防止を図るため、県のガイドラインを参考にするなど、感染症の予防・拡大防止に取り組みます。
防犯対策・消費者トラブルの防止	・犯罪被害の防止と早期発見をすすめるため、警察署・民生児童委員など関係機関とのネットワークを整えとともに、相談窓口を周知します。 ・消費者トラブルの未然防止を図るため、町報などによる啓発、消費生活相談窓口など関係機関との連携をすすめます。

4. 情報アクセシビリティの向上・コミュニケーション支援の充実

障がいのある方が地域で安心して暮らし続けていくために、障がいの特性に配慮した情報提供やコミュニケーション支援の充実を図り、情報アクセシビリティの向上を図ります。

【施策の方向性】

施策名	内容
情報提供の充実等	・重度の身体障がいのある方等に対し、人工喉頭、拡大読書器等の日常生活用具を給付することにより、円滑な日常生活を送ることができるよう制度等を周知します。 ・ちゃんねる日南での音声放送や文字放送、役場、地域振興センターへの筆談マークの設置等、視覚障がい、聴覚障がい等の各種障がい特性に配慮した行政情報等の周知を行います。
意思疎通支援の充実	・鳥取県西部9市町村で共同委託を行っている意思疎通支援事業について、制度の周知、手話通訳者及び要約筆記者の養成を図ります。

5. 生活環境

障がいのある方が住み慣れた地域の中で安心して生活でき、社会参加できるよう、障がいのある方に配慮した道路や施設などの住環境の整備や公共交通機関等の移動手段の確保等を行います。

【施策の方向性】

施策名	内容
住宅の確保	・障がいのある方の居住施設として、平成30年度に障がい者グループホーム「にちなんつなでホーム」が開設されました。町外のグループホームも併せて、町民の生活の場の一つとして利用されています。親亡き後の生活拠点、緊急時の受入れ先、病院や施設から地域へ帰るための中間地、自立した生活を自ら目指す拠点として、住み慣れた住居で快適に継続して生活を送ることができるよう、引き続き居住施設の整備を行います。
移動手段の確保	・障がいのある方の行動範囲の拡大と社会参加を図るため、日南町障害者等外出支援事業にて通院等へのタクシー、福祉有償運送を利用した移動支援を行います。
バリアフリーのまちづくりの推進	・障がいのある方も利用しやすい施設整備をすすめるため、町内の施設に対するバリアフリー改修を支援します。

6. 雇用・就業等

障がいのある方が地域で自立した生活を送るためには就労が重要です。働く意欲のある障がいのある方が、その適正や能力に応じた就労ができるよう、雇用・就労の支援を行います。

【施策の方向性】

施策名	内容
障がい者雇用の促進	・ 県・日野郡3町及びサービス事業者と連携し、障がい者雇用、共同発注等について状況を把握するため、定期的に意見交換を行います。 ・ 障害者雇用事業として、町内のサービス事業所等へ役場の役務作業を委託し、障がいのある方の雇用、工賃水準の向上を図り、町内の就労継続支援事業所が、安定した運営を継続できるよう支援します。 ・ 障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所等と連携し、民間企業に対して、積極的な雇用の呼びかけを行います。また、障がい者雇用へ関心のある町内企業に研修等を行い、雇用する側としての理解が深まるよう働きかけます。
障がい特性に応じた就労支援	・ 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、公共職業安定所（ハローワーク）、就業・生活支援センターと連携し、障がいのある方の能力や特性に応じた就労支援を行います。 ・ 町内の就労継続支援事業所で働く障がいのある方の、一般就労への移行を促進します。

7. 教育・文化芸術活動・スポーツ

健診、相談等の様々な機会を通じて、発達に課題が認められる子どもや疑いのある子どもを早期に発見し、多方面の相談窓口から療育機関等へつなぐ体制の充実を図るとともに、早期療育の取組を促進します。

障がいのある方が個々の能力や個性を発揮・表現でき、地域でいきいきと暮らしていくために、文化芸術・スポーツ活動の推進、視覚障がい者等の読書環境の整備、余暇活動等を行える体制・環境づくりを進めます。

【施策の方向性】

施策名	内容
早期療育と保育の実施	・乳幼児における家庭の役割の重要性を踏まえた早期対応、学校卒業後の自立や社会参加に向けた適切な支援の必要性を踏まえ、障がいのある子や支える保護者に対し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した相談支援体制を構築します。
特別支援教育の充実と推進	・発達障がいなど教育・療育に特別なニーズのある児童・生徒に対する一貫した相談支援を提供するため、関係機関との連携強化を図ります。
文化芸術活動・スポーツ活動の推進	・障がいのある方が文化芸術活動等に、自ら取組む環境整備のため、移動支援等を行うとともに、障がいのある方と健常者がともに楽しめる環境づくりを推進します。 ・身近な地域で障がいのある方がスポーツや余暇支援等に触れる機会を増やすため、交流の場の設置や、健康づくり、スポーツ推進のための指導員等の人材育成等を行います。

8. 差別の解消及び権利擁護の推進

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別解消法を基に、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。

また、障害者虐待防止法に基づく障がい者虐待の防止等、障がいのある方の権利擁護の取り組みを行います。

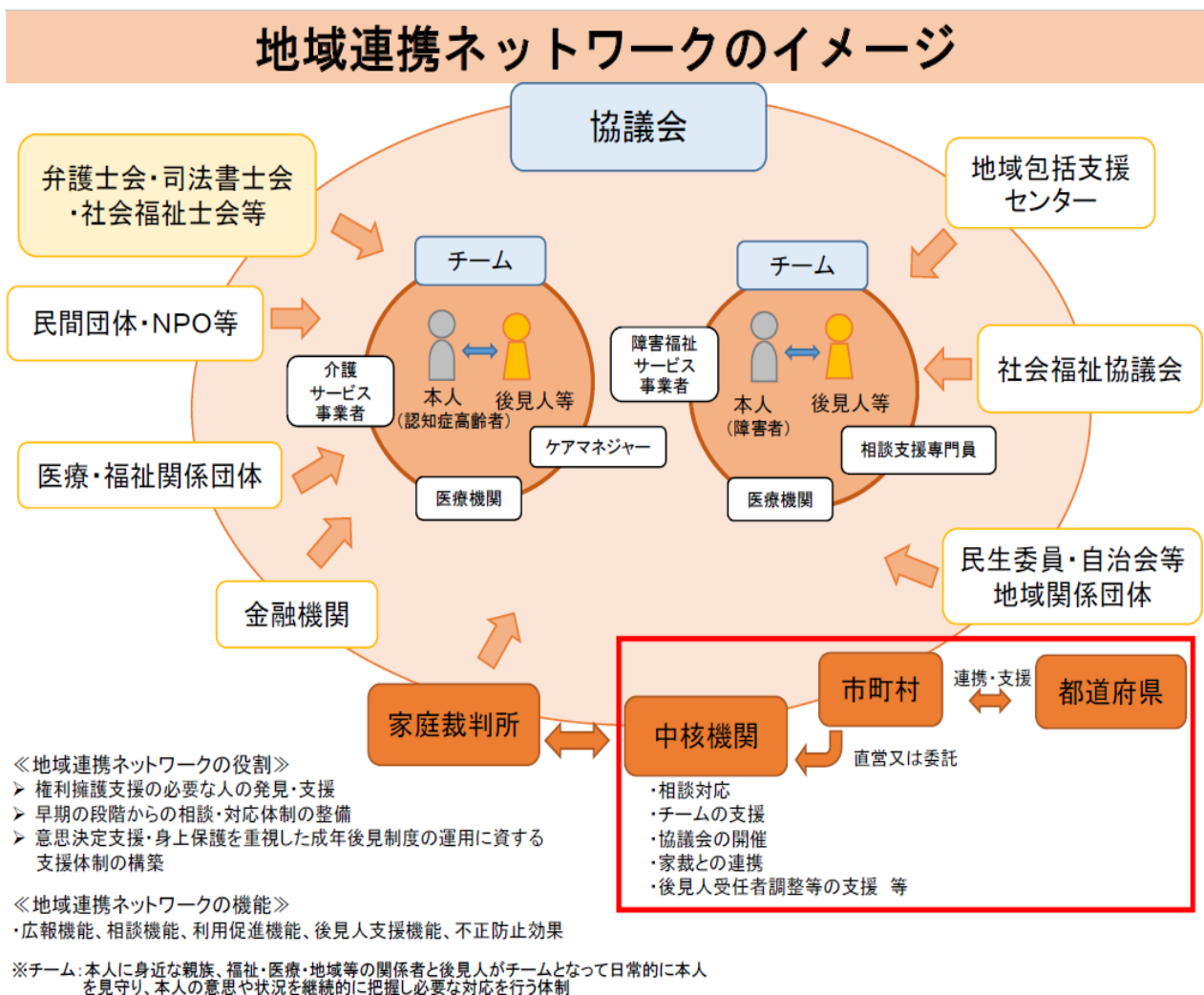
【施策の方向性】

施策名	内容
障がいを理由とする差別解消の推進	・障がいを理由とする不当な差別的取扱いを禁止し、障がいのある方に対する合理的配慮の提供がなされることで、障がいを理由とする差別がなくなるよう広報、啓発活動等を行います。
障がい者虐待防止の促進	・虐待防止の啓発活動を行うとともに、障がいのある方への虐待に対して、早期発見・早期解決に向け、障害福祉サービス事業所等関係機関と連携し、虐待防止や支援を行います。
権利擁護の推進	・成年後見制度について、町民への周知や町長申立制度、権利擁護センターの活用等、利用者支援の仕組みづくりを進めます。 西部後見サポートセンターうえるかむに事業委託を行い、法人後見活動支援や市民後見人養成等、体制整備のための支援を行います。 ・権利擁護支援のため、福祉保健課を中核機関と位置づけ、高齢者福祉部門と連携して地域連携ネットワークを構築していきます。

平成28年5月に、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目標として、「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「利用促進法」という。）が施行され、利用促進法の中で県や市町村に対して、成年後見制度の利用を促進する体制として、地域連携ネットワークの整備及び中核機関の設置等に努めることが明示されました。

本町では、「日南町障がい者プラン」と「日南町成年後見制度利用促進基本計画」とを一体的に策定し、成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。

〈地域連携ネットワークのイメージ〉（厚生労働省ホームページより）



9. あいサポート運動の推進等

あいサポート運動は平成21年に鳥取県から始まりました。

近年、本町では生活支援ボランティア養成講座の中であいサポーター研修を実施しています。障がいのある方と健常者の相互理解を深めるために、障がいの有無に関わらず町民同士が同じ町民として直接交流し、こころの通う地域社会を築いていくこと、またその中で、障がいを抱えているなど色々な状況、立場の人がいることを理解し、お互いを尊重し合うこころを養っていくことを目指した交流の機会づくりが必要です。

障がいのある方の中には、多くの人がいる場所に出て行くことに対して抵抗を感じられる方もいます。その人の意思を尊重し、地域に出かけたいという意識を持った際に地域の場に参加できるよう、こまめな情報提供、関わりのある関係づくりが必要となります。

【施策の方向性】

施策名	内容
あいサポート運動の推進	・「障がいを知り、ともに生きる」あいサポート運動の推進に努め、正しい知識の普及・啓発を図るとともに、町民及び障害福祉団体等への情報発信、情報交換等の機会の提供に努めます。 ・行政機関窓口等において、障がいのある方に配慮したサービスの提供を行います。 ・日南町手をつなぐ育成会等の各種障がい者団体等との連携を図り、必要な助言・支援を行い、団体等の活動について住民に周知します。

10. 行政サービス等における合理的配慮

障がいを経験する差別の解消推進に取り組むため、行政職員の障がいのある方への配慮および理解の促進をします。

【施策の方向性】

施策名	内容
行政サービス等における配慮促進	・ 事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障がいの状態などに考慮したサービスの提供を行います。 ・ 障がいを経験する理由とした差別の禁止や合理的配慮などについて理解を促進するため必要な研修を実施します。

第2部

日南町障がい福祉計画

日南町障がい児福祉計画

第1章

計画の成果目標

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 5
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築・・・・・・・・・・ 3 6
3. 地域生活支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 7
4. 福祉施設から一般就労への移行等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 9
5. 障がい児支援の提供体制の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 1
6. 発達障がい者等に関する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 2
7. 相談体制の充実・強化等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 4
8. 障害福祉サービスの質を向上させるための取り組みに係る体制の構築・・ 4 5

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行を進めるため、施設入所のうち、グループホーム、一般住宅などに移行する者の数について目標を定めるものです。

【実績】

第6期福祉計画では・施設入所者数15人のうち期間中に1人の地域移行を目標としていました。令和5年8月末時点で1人の地域移行、1人の施設入所者数削減をしており、令和5年度末に目標値の達成となります。

項目	基準値 令和1年度	目標値 令和5年度末	実績値（見込） 令和5年度末
施設入所者数	15人	14人	14人
削減者数		1人以上	1人
地域生活移行者数		1人以上	1人

【目標値】

国の指針では、令和4年度末時点の施設入所者数を基準値とし、地域移行者数を6%以上、福祉施設に入所している方の数を5%以上削減することとされています。本町では令和8年度末までに1人の地域移行、1人の施設入所者数削減を目標とします。

項目	基準値 令和4年度	目標値 令和8年度末	数値根拠
施設入所者数	14人	13人	$14人 - 1人 = 13人$
削減者数		1人	$14人 \times 5\% = 0.7人 \div 1人$
地域生活移行者数		1人	$14人 \times 6\% = 0.84人 \div 1人$

【目標達成のための取り組み】

長期間施設に入所している方のうち、グループホーム等への移行が可能な方に対して、相談支援事業所等と連携しながらサービス利用調整を進めていきます。

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保されたシステムを構築するものです。

【実績】

新型コロナウイルス感染症の為、開催回数が少ない年もありましたが、日野郡障がい福祉関係者連携会議で協議を行いました。

【目標値】

国の指針では、保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催、協議の場への関係者の参加者数及び協議の場における目標設定及び評価の実施を定めることとされています。

本町では下記のとおり目標値を定めます。

項目	単位	目標値		
		R6 年度	R7 年度	R8 年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人/年	8	8	8
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	1	1	1

【目標達成のための取り組み】

精神障がいのある方にも対応した地域の受け皿を作り、安心して自分らしい地域生活を継続できるよう、日野郡障がい福祉関係者連携会議とは別に保健、医療及び福祉関係者の協議の場を設置し、各年度1回以上開催します。

3. 地域生活支援の充実

障がい者の地域生活を支援する5つの機能である、相談、体験の機会・場、緊急時の対応、専門性、地域の体制づくり等を集約した地域生活支援拠点等の充実を図るものです。

【実績】

本町では、日野郡（日南町、日野町、江府町）で共同設置を行っており、日野郡障がい福祉関係者連携会議で検証・検討を行いました。

【目標値】

国の指針では、各市町村または圏域ごとに地域生活支援拠点を設置し、その機能の充実に向けた検証・検討を実施することとされています。

また、令和8年度末までに強度行動障がい者を有する者に関し、各市町村又は圏域において、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めるとされています。

本町では下記のとおり目標値を定めます。

項目	単位	目標値		
		R6 年度	R7 年度	R8 年度
拠点設置箇所数	箇所	1	1	1
コーディネーター配置人数	人	1	1	1
検証、検討の実施回数	回/年	4	4	4

【目標達成のための取り組み】

本町では引き続き日野郡障がい福祉関係者連携会議にて検証・検討を行い機能の充実を行っていきます。また、強度行動障がい者の支援について支援体制を整備するため、令和8年度末までにニーズの把握を行います。

＜地域生活支援拠点とは＞ （厚生労働省ホームページより）

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



4. 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者のうち就労移行支援事業所等を活用し、一般就労へ移行するための支援を行うものです。

【実績】

令和3年度から令和5年度において福祉施設から一般就労へ移行された方はおられませんでした。

【目標値】

国の指針では、

- ① 福祉施設から一般就労への移行を令和3年度実績の1.28倍以上とする。
そのうち、就労移行支援からの移行を1.31倍、就労継続支援A型からの移行を1.29倍、就労継続支援B型からの移行を1.28倍とする。
- ② 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を就労移行支援事業所全体の5割以上とする。
- ③ 就労定着支援事業の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍とする。
- ④ 就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を2割5分以上とする。

となっています。

本町では下記のとおり目標値を定めます。

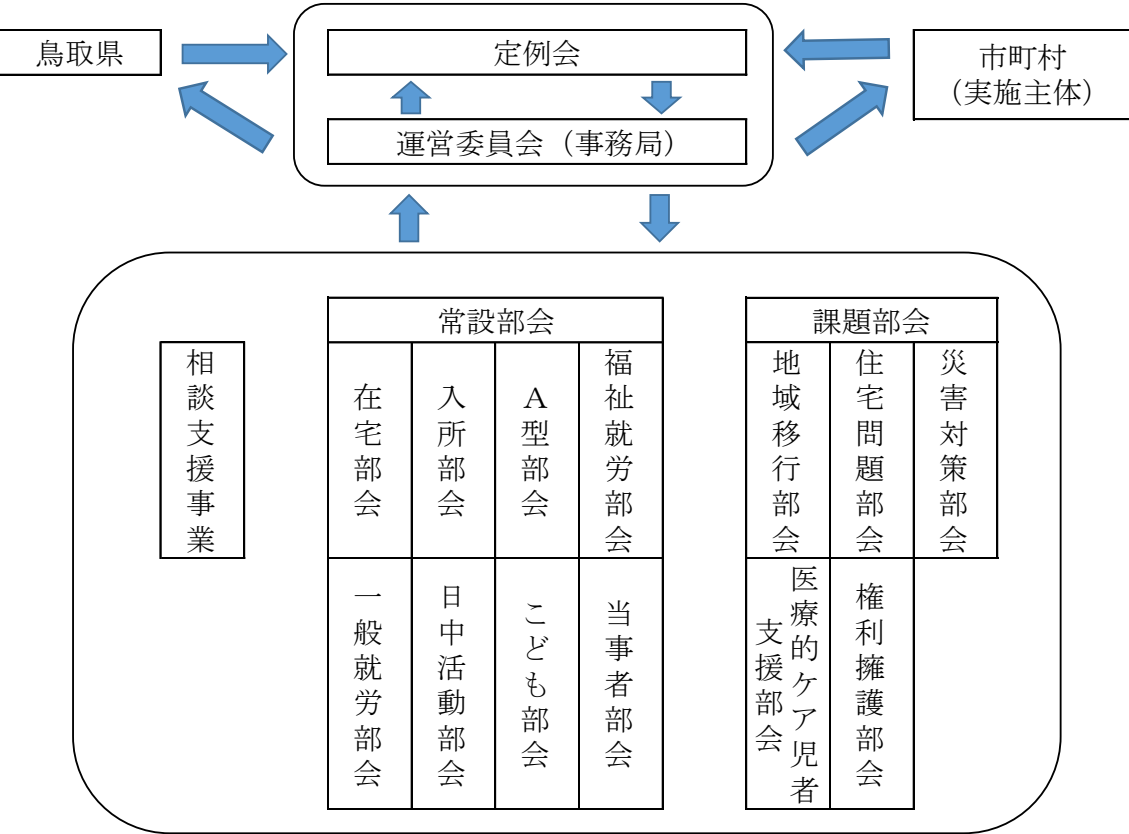
項目	基準値	目標値
	令和3年度	令和8年度
① 一般就労への移行者数（A）＋（B）＋（C）	0人	1人
就労移行支援事業（A）	0人	1人
就労継続支援A型（B）	0人	0人
就労継続支援B型（C）	0人	0人
②就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合		5割以上
③就労定着支援事業の利用者数	0人	1人
④就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合	0%	2割5分以上

【目標達成のための取り組み】

現在鳥取県西部障害者自立支援協議会の一般就労部会では、日頃より一般就労支援に力を入れて取り組んでいる有志が「一般で働きたい障がいのある方たち」の思いを叶えるため、支援にとって必要な知識や障がいのある方たちの取り巻く雇用情勢や求人情報を共有し、互いの支援のノウハウを伝え、学び合っています。今後も協議会に参加し、一般就労の希望のある方への情報提供や、公共職業安定所等の関係機関と連携し就労相談等を行っていきます。

＜鳥取県西部障害者自立支援協議会とは＞

鳥取県西部障害者自立支援協議会とは地域が連携して、障がいのある方の地域生活における課題を話し合い、解決を図るための組織です。



5. 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児に対する必要なサービス等の提供支援体制を整備するものです。

【実績及び目標値】

国の指針では、下記のとおり定められています。

- ① 児童発達支援センターの設置：令和8年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置する。
- ② 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築：各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において障がい児の地域社会への参加、包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
- ③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保：各市町村または圏域に1か所以上確保する。
- ④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場と医療的ケア児コーディネーターの配置：医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、コーディネーターの配置を基本とする。（圏域での設置可）

本町では下記の通り目標値を定めます。

項目	達成状況	目標値	備考
	R5 年度 8 月末	R8 年度	
① 児童発達支援センターの設置	0 か所	1 か所	西部圏域
② 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	0 か所	1 か所	西部圏域
③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	0 か所	1 か所	西部圏域
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	0 か所	1 か所	西部圏域
④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	1 か所	1 か所	西部圏域（鳥取県西部障害者自立支援協議会）で設置済み
医療的ケア児コーディネーターの配置人数	0 人	1 人	日南町内

【目標達成のための取り組み】

本町をはじめ、日野郡内には障害児通所支援のサービス事業所がないのが現状です。そのため鳥取県西部圏域にて連携を図りながら、設置に向けて協議を行っていきます。また、医療的ケア児コーディネーター確保のため、鳥取県が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修への受講の周知を行います。

6. 発達障がい者等に関する支援

発達障がいのある方の早期発見・早期支援のため、発達障がいのある方及び家族等に対する支援の充実を図るものです。

【実績】

項目		実績			
		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（実人数）	個別	3 人	4 人	3 人	1 人
	集団	2 人	3 人	5 人	5 人
ペアレントメンターの人数		0 人	0 人	0 人	0 人
ピアサポートの活動への参加人数		3 2 人	3 0 人	2 7 人	2 4 人

【目標値】

本町では下記のとおり目標値を定めます。

項目		目標値		
		R6 年度	R7 年度	R8 年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（実人数）	個別	3 人	3 人	3 人
	集団	5 人	5 人	5 人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（実人数）		1 人	1 人	1 人
ペアレントメンターの人数		1 人	1 人	1 人
ピアサポートの活動への参加者数		2 4 人	2 4 人	2 4 人

【目標達成のための取り組み】

ペアレントメンターの確保のために、鳥取県が実施するペアレントメンター養成講習会の周知を行い、適任者の推薦を行います。

名称	内容
ペアレントトレーニング	保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、発達障がい児者の適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つです。
ペアレントプログラム	子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者や養育者の方の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラムです。
ペアレントメンター	自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のことです。
ピアサポート	一般に同じ課題や環境を体験する方がその体験から来る感情を共有することで、専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られる支援です。

7. 相談体制の充実・強化等

障がいのある方が抱える複合的な課題や支援ニーズを把握し、適切な福祉サービスにつなげるための、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う「基幹相談支援センター」を設置し、相談支援体制の充実・強化を行うものです。

【実績及び目標値】

国の指針では、令和8年度末までに、各市町村において基幹相談支援センターを設置する（複数市町村による共同設置可）こと、また、協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組等を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することになっており、本町では下記のとおり目標値を定めます。

項目	数値		備考
	R5 年度 8 月末	R8 年度	
基幹相談支援センターの設置	0 か所	1 か所	鳥取県西部障害者自立支援協議会において設置済
協議会体制の確保	1 か所	1 か所	

【目標達成のための取り組み】

基幹相談支援センターは、町単独での設置は困難なため、鳥取県西部圏域での共同設置を検討していきます。協議会体制の確保については引き続き個別事例の検討を通じ、地域サービス基盤の開発・改善等を行っていきます。

8. 障害福祉サービスの質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

多様化された障害福祉サービスを円滑に実施し、利用者が真に必要な障害福祉サービス等の提供を行うことが重要であり、これらに向けた取り組みを推進するものです。

【実績】

鳥取県が実施する障がい福祉に関する研修へ参加しました。障害者自立支援審査システムによる審査結果の分析を行い、事業所等との情報共有を行いました。

【目標値】

国の指針では、令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する実施体制を構築することになっており、本町では下記のとおり目標値を定めます。

項目	目標値		
	R6 年度	R7 年度	R8 年度
鳥取県が実施する障害福祉サービス等に係る研修 その他の研修への市町村職員の参加人数	1 人/年	1 人/年	1 人/年
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所と共有する回数	1 回/月	1 回/月	1 回/月

【目標達成のための取り組み】

鳥取県が実施する障がい福祉に関する研修に積極的に参加するとともに、障害者自立支援審査システムによる審査結果の分析を行い事業所等との情報共有を行います。

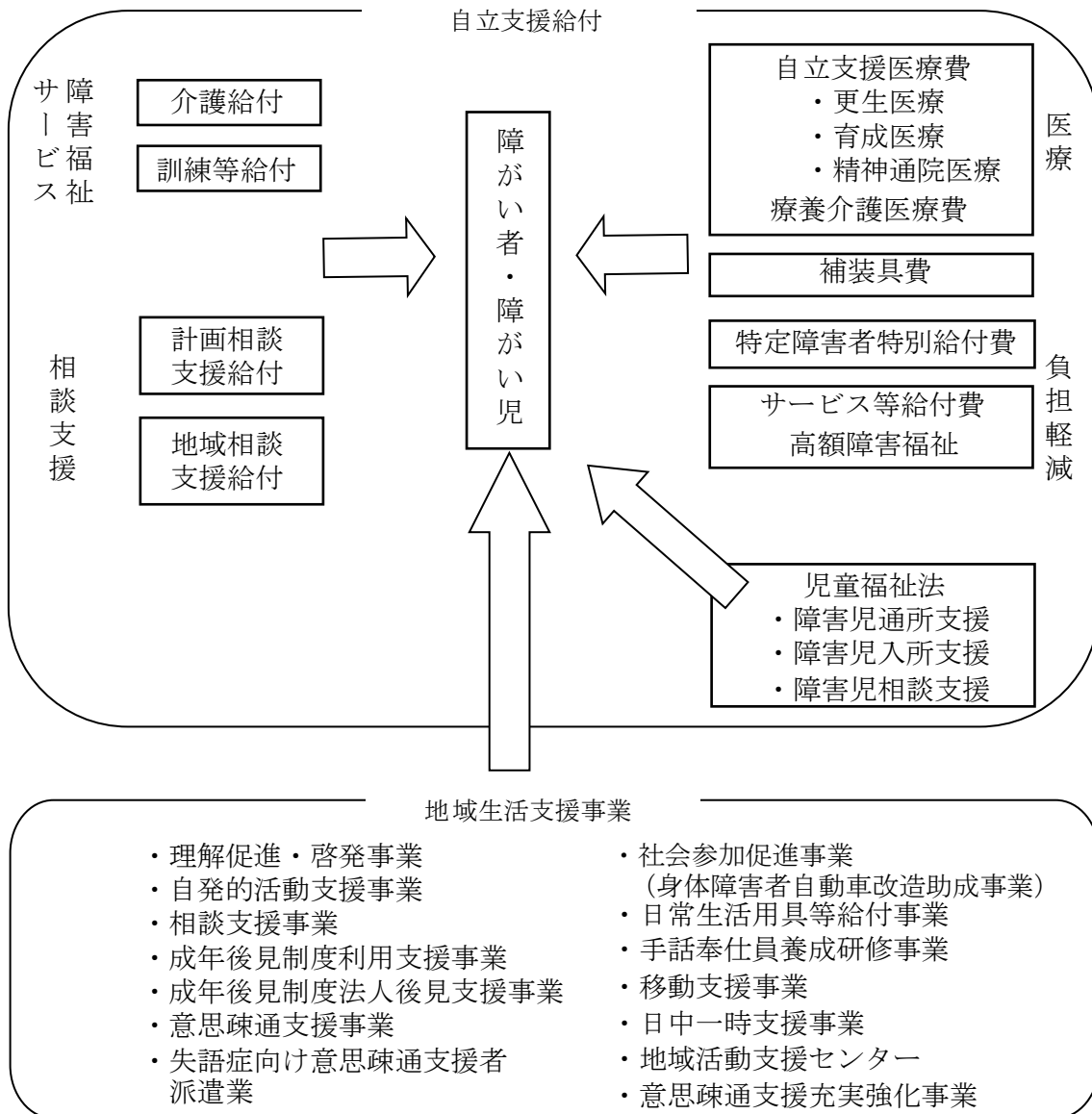
第2章

計画の活動指標

1. 障害福祉のサービス体系 4 7
2. 障害福祉サービスの利用実績及び見込量 . . . 4 8
3. 障害児通所支援等の利用実績及び見込量 . . . 5 5
4. 子ども・子育て支援等の提供体制の整備 . . . 5 7
5. 地域生活支援事業の利用実績及び見込量 . . . 5 8

1. 障害福祉のサービス体系

障害者総合支援法によるサービスは、大きく「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に分けられます。障がい児を対象とするサービスは、児童福祉法に規定されています。



2. 障害福祉サービスの利用実績及び見込量

令和2年度から令和5年度8月末までの実績に基づく現状や課題、令和6年度から令和8年度までのサービス見込量を定めます。

(1) 訪問系サービス

名称	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する方であって、常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の提支援（代読、代筆を含む）、移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護、排せつ・食事等の介護、その他外出する際に必要となる支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な障がい者の中で、介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等の障害福祉サービスを（共同生活援助、訪問系サービス、通所サービス等）包括的にを行います。

サービス区分	単位	実績				見込		
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
居宅介護	時間/月	68.4	68.7	58.1	38.8	70	70	80
	人/月	7.9	8	7.5	7	9	9	10
重度訪問介護	時間/月	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
同行援護	時間/月	0.4	0.8	1.2	2.8	10	10	10
	人/月	0.1	0.1	0.3	0.6	1	1	1
行動援護	時間/月	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0

※時間/月：1か月当たりの平均利用時間
人/月：1か月当たりの平均利用人数

【現状と課題】

現在本町にある訪問系サービス事業所は「居宅介護」のみとなっており、利用実績がほとんどないのが現状です。

利用実績にあわせて、「居宅介護」の利用時間も減少傾向にあるものの、「同行援護」の利用時間は増加傾向にあります。

【見込量算出の考え方】

○居宅介護

近年の利用実績は減少傾向にあり、令和5年度8月末時点で平均利用人数は7人/月ですが、令和5年度8月末時点の支給決定人数は9人であり、今後9人の方が利用することを想定し見込み量を設定しています。

○重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援

近年利用実績がなく、今後も同様の傾向が続くと見込んでいます。

○同行援護

令和5年度8月末時点の支給決定人数は1人であり、今後利用時間が増加することを想定し見込み量を設定しています。

【見込量確保のための方策】

現在本町には1か所の居宅介護事業所しかなく、提供体制は十分とはいえません。介護人材の確保を引き続き支援していきます。また、ヘルパーのさらなる質の向上を図るため、各種研修会の情報提供や参加の促進を図ります。

(2) 日中活動系サービス

名称	内容
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 ※機能訓練対象者：一定の支援が必要な身体障がい者または難病患者等 生活訓練対象者：一定の支援が必要な知的障がい者または精神障がい者等
就労選択支援	障がいのある方の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援（就労アセスメント）を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障がいのある方の就労を支援します。
就労移行支援	就労を希望する方に、一定期間、生産活動及びその他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な方に、就労や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 ※A型対象者：65歳未満で、雇用契約に基づく就労が可能な障がい者等 B型対象者：一般企業等への雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している障がい者等
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する方が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

サービス区分	単位	実績				見込		
		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
生活介護	人日/月	340.2	355.2	341.6	317.6	300	300	300
	人/月	16.8	17.8	16.8	15.4	15	15	15
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
就労選択支援	人日/月						15	15
	人/月						3	3
就労移行支援	人日/月	0	0.2	0	0	0	22	22
	人/月	0	0.1	0	0	0	1	1
就労継続支援A型	人日/月	76.8	64.2	61.6	50.4	89	89	89
	人/月	4	3.5	3.3	3.4	6	6	6
就労継続支援B型	人日/月	497.4	493.1	510.6	510.6	540	560	580
	人/月	27.3	27.4	29.7	29.8	32	33	34
就労定着支援	人/月	0	0	0	0	0	1	1
療養介護	人/月	4	4	3.6	3	3	3	3
短期入所 (福祉型)	人日/月	1	0.3	0	0	10	10	10
	人/月	0.2	0.1	0	0	1	1	1
短期入所 (医療型)	人日/月	0	0	0	1.6	20	20	20
	人/月	0	0	0	0.6	2	2	2

※人日/月：1 か月当たりの平均利用日数
人/月：1 か月当たりの平均利用人数

【現状と課題】

現在本町にある日中活動系サービス事業所は「生活介護」、「就労継続支援A型」、「就労継続支援B型」であり、すべてのサービスに対応できていません。

日中活動系のサービスの利用実績は、「就労継続支援B型」と「短期入所（医療型）」を除き減少傾向にあります。

【見込量算出の考え方】

○生活介護

近年の利用実績は増減を繰り返しています。令和5年度8月末時点の支給決定人数は15人であり、今後15人の方が利用することを想定し見込み量を設定しています。

○自立訓練（機能訓練・生活訓練）

近年利用実績がなく、今後も同様の傾向が続くと見込んでいます。

○就労選択支援

令和7年10月開始予定の新たなサービスです。月3人の利用を見込んでいます。

○就労移行支援

近年ほとんど利用実績がありませんが、利用の可能性があることを想定し見込み量を設定しています。

○就労継続支援A型

近年の利用実績は減少傾向ですが、令和5年度8月末時点の支給決定人数は5人であり、かつ今後利用者の増加が見込まれるため、1か月当たり1人が15日程度利用する状況を想定しています。

○就労継続支援B型

近年の利用実績は増加傾向であり、今後も利用増加が見込まれることを想定し見込み量を設定しています。※R3年度とR4年度の比率をもとに計算しています。

○就労定着支援

近年利用実績はありませんでしたが、利用の可能性があることを想定し見込み量を設定しています。

○療養介護

令和5年度8月末時点の支給決定人数は3人であり、3人の方が引き続き利用することを想定し見込み量を設定しています。

○短期入所（福祉型）

近年ほとんど利用実績がありませんが、令和5年度8月末時点の支給決定人数は5人であり、利用の可能性があることを想定し見込み量を設定しています。

○短期入所（医療型）

令和5年度に実績があり、今後も利用増加が見込まれることを想定し見込み量を設定しています。

【見込量確保のための方策】

- ・町内への新たな事業所の確保に努めるとともに、サービス事業所の確保が困難なものについては、西部圏域・日野郡内で連携し、情報の把握と利用者への提供を行っていきます。
- ・就労継続支援A型：町内事業所の継続と利用者の拡大に向けて連携していきます。
- ・就労継続支援B型：多様な就労ニーズに対応できるよう、町内の事業所及び近隣市町村の事業者との連携強化を図ります。また、工賃上昇のため、優先調達の役場発注を継続します。

(3) 居住系サービス

名称	内容
施設入所支援	施設に入所している方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつまたは食事の介護日常生活上の援助等を行います。
自立生活援助	一人暮らしを希望する方に対して、定期的な訪問等を行って生活状況を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整等を行います。

サービス区分	単位	実績				見込		
		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
施設入所支援	人/月	15	15.8	15.4	14	14	14	14
共同生活援助	人/月	12.8	13.6	15.3	16.4	17	18	19
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0	0

※人/月 : 1 か月当たりの平均利用人数

【現状と課題】

現在本町にある居住系サービスは「共同生活援助」のみとなっています。

居住系サービスの利用実績について、「施設入所支援」は微減少傾向にあります。「共同生活援助」は増加傾向が見られます。「施設入所支援」の減少理由については、共同生活援助に移動される方や、高齢に伴い高齢者施設に移行される方がいることが考えられます。

「共同生活援助」の増加理由については、施設入所支援からの移動や、近隣市町村に新たな事業所が立ち上がったことが考えられます。

【見込量算出の考え方】

○施設入所支援

令和5年度8月末時点の支給決定人数は14人であり、居住での生活が困難になり入所される方や高齢に伴い高齢者施設に移動される方、地域移行される方等を想定し14人前後で推移していくことが見込まれます。

○共同生活援助

近年の利用実績は増加傾向であり、近隣市町村に新たな事業所が立ち上がることや、今後も利用増加が見込まれることを想定し見込み量を設定しています。

○自立生活援助

近年利用実績がなく、今後も同様の傾向が続くと見込んでいます。

【見込量確保のための方策】

希望があれば受け入れができるよう、町内及び近隣市町村にある提供事業所と引き続き関係機関との連携を行います。

(4) 相談支援事業

名称	内容
計画相談支援	・サービス利用支援：障がいのある方の心身の状況や生活環境等を勘案し、適切な保健、医療、福祉就労支援、教育等のサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮したサービス等利用計画の作成等を行います。 ・継続サービス利用支援：サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
地域移行支援	施設入所している方や精神科病院に入院している方が、地域で生活するために必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において地域での生活を続けるために、常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態などで必要な支援を行います。

サービス区分	単位	実績				見込		
		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
計画相談支援	人	69	69	68	66	64	64	64
地域移行支援	人	0	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	0	0

※人：支給決定人数

【現状と課題】

現在本町にある相談支援事業所は「相談支援事業所つぼみ」1か所のみとなっており、利用者の約6割が利用しています。

【見込量算出の考え方】

○計画相談支援

近年の利用実績は減少傾向であり、今後も同様の傾向が見込まれますが、新規のサービス利用者が増えることも想定し見込み量を設定しています。

○地域移行支援・地域定着支援

近年利用実績がなく、今後も同様の傾向が続くと見込んでいます。

【見込量確保のための方策】

- ・計画相談支援について、サービス利用者が増えても対応できるよう人材確保や育成の支援を行います。
- ・地域移行支援、地域定着支援は町内に事業所がないため、適切に利用できるよう関係機関と連携します。

3. 障害児通所支援等の利用実績及び見込量

令和2年度から令和5年度8月末までの実績に基づく現状や課題、令和6年度から令和8年度までのサービス見込量を定めます。

(1) 障害児通所支援サービス

名称	内容
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児を対象に、児童発達支援及び治療を行います。 ※児童福祉法改正により R6 年 4 月から児童発達支援に統合されます
放課後等デイサービス	学校に就学している障がい児を対象に、授業の終了後または学校の休校日などに、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問して、障がい児に障がいのない児童との集団生活への適応のための支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスです。

サービス区分	単位	実績				見込		
		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	10	10	10
	人/月	0	0	0	0	2	2	2
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0			
	人/月	0	0	0	0			
放課後等デイサービス	人日/月	0.8	0.9	1.8	1.8	15	20	20
	人/月	0.8	0.9	1.3	1	2	3	3
保育所等訪問支援	人日/月	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0

※人日/月：1か月当たりの平均利用日数
人/月：1か月当たりの平均利用人数

【現状と課題】

障害児通所支援等のサービスは日野郡内に事業所がなく、利用実績がほとんどないのが現状です。また、利用実績のある「放課後等デイサービス」についても町外の事業所へ通所する際の距離や送迎等が課題となっており、利用日数が少ない状況になっています。

【見込量算出の考え方】

○児童発達支援

近年実績がありませんでしたが今後利用する方が見込まれるため、1か月当たり1人が5日程度利用する状況を想定しています。

○放課後等デイサービス

令和4年度に利用者が増えたことや、今後利用者・利用日数が増えることを想定し、見込み量を設定しています。

○保育所等訪問支援・居宅型児童発達支援

近年実績がなく、今後も同様の傾向が続くと見込まれます。

【見込量確保のための方策】

- ・現在日野郡内には障害児通所支援等のサービスを提供できる事業所がないため、日野郡内での事業実施について可能性を検討していきます。
- ・近年放課後等デイサービスの利用者がやや増加しており、利用日数の増加を希望する方もおられるため、希望の受け入れができるよう、引き続き関係機関と連携します。また、放課後児童クラブでは支援の必要な児童の受け入れ対応などさらなる活用を進めていくことや通所する際の移動の確保に取り組めます。
- ・保育所等訪問支援事業所、重度心身障がい児の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの重要性が増していますが、県西部圏域での提供事業所は少ない状況です。圏域全体で確保に向けて取り組んでいきます。

(2) 障害児相談支援

名称	内容
障害児相談支援	障害児通所サービスの利用を希望する方に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した「障害児支援利用計画」を作成するサービスです。
医療的ケア児コーディネーターの配置	医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターを配置する。

サービス区分	単位	実績				見込		
		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
障害児相談支援	人※	1	1	2	2	4	5	5
医療的ケア児コーディネーターの配置人数	人	0	0	0	0	1	1	1

※人：支給決定人数

【現状と課題】

障害児相談支援の利用者は増加傾向であり、障害児相談支援のニーズは高まっている状況になっています。また、医療的ケアが必要な児童が増加傾向にあり、今後医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築が必要な状況になっています。

【見込量算出の考え方】

○障害児相談支援

令和5年度8月末時点で2名の方に支給決定しており、今後「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」の利用する新規の方を想定し、見込み量を設定しています。

○医療的ケア児コーディネーターの配置人数

今後の配置人数を想定し見込み量を設定しています。

【見込量確保のための方策】

- ・計画相談支援について、サービス利用者が増えても対応できるよう人材確保や育成の支援を行います。
- ・医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けた関連分野の支援を調整するコーディネーターの確保のため、鳥取県が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修への受講の周知を行います。

4. 子ども・子育て支援等の提供体制の整備

令和5年度8月末時点の実績に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度における障がいのある児童の子ども・子育て支援等の利用ニーズを見込んだ定量的な目標を定めます。必要とされる方が利用できるよう、こども園等関係機関と連携を図ります。

項目	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
第1号認定（受入施設：幼稚園、認定こども園）	0 人	0 人	0 人	0 人
第2号認定（受入施設：保育所、認定こども園）	0 人	1 人	1 人	1 人
第3号認定（受入施設：保育所、認定こども園等）	0 人	1 人	1 人	1 人
放課後児童健全育成事業	1 人	1 人	1 人	1 人

第1号認定	満3歳以上から小学校就学前までの教育のみを受ける児童が利用します。
第2号認定	保護者の就労等により、満3歳以上から小学校就学前までの保育が必要な児童が利用します。
第3号認定	保護者の就労等により、満3歳未満の保育が必要な児童が利用します。
放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブにおいて、保護者の就労等により、放課後の保育が必要な児童が利用します。

※児童とは、児童福祉法で定義される満18歳に満たない者をいいます

5. 地域生活支援事業の利用実績及び見込量

障害者総合支援法では、地方自治体が主体的に柔軟に提供する事業として地域生活支援事業が創設されました。この結果、既存事業の多くが地域生活支援事業に再編、整理され、地域の実情に応じて必要な事業を実施しています。

令和2年度から令和5年度8月末までの実績に基づく現状や課題、令和6年度から令和8年度までの見込量を定めます。

名称		内容
理解促進研修・啓発事業		障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業		障がいのある方、その家族等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業		障がいのある方、その保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。
	基幹相談支援センター等機能強化事業	専門的職員の配置や、機関相談支援センターが地域の相談支援事業者等に対する専門的な指導等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。
	住宅入居等支援事業	一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等への、必要な支援とともに、家主等への相談・助言を行います。
成年後見制度利用支援事業		知的障がいのある方または精神障がいのある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業		成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業		意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業		失語症者に対して、失語症者向け意思疎通支援者を派遣し、失語症者の意思疎通及び情報獲得等の支援を行い、鳥取県が契約している言語聴覚士協会と意思疎通支援者を派遣します。
社会参加促進事業 (身体障害者自動車改造助成事業)		身体に障がいのある方の社会参加、就労を支援するため、自動車の操行装置や駆動装置などの改造に要する費用の一部の助成を行います。

日常生活用具等給付事業	重度障がいのある方等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。
手話奉仕員養成研修事業	交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。
日中一時支援事業	障がいのある方の日中における活動の場を確保し、日頃介護にあたっている家族の休息を支援します。
地域活動支援センター	障がいのある方に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。
意思疎通支援充実強化事業	鳥取県西部圏域の9市町村共同で鳥取県聴覚障害者協会に委託し、広域で手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

サービス区分		単位	実績				見込		
			R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
理解促進研修・啓発事業		実施有 無	有	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業		実施有 無	有	有	有	有	有	有	有
相談支援 事業	障害者相談支援事業 (事業所数)	か所	1	1	1	1	1	1	1
	基幹相談支援センタ ー等 機能強化事業	実施有 無	有	有	有	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業	実施有 無	無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業(実 利用者数)		人	0	0	0	0	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業		実施有 無	有	有	有	有	有	有	有
意思疎通 支援事業	手話通訳者・要約筆 記者派遣事業(実利 用者数)	人	0	0	0	0	1	1	1
	手話通訳者設置事業 (実設置者数)	人	2	2	2	2	2	2	2
日常生活 生活用具 給付事業	介護・訓練支援用具	件	0	1	0	0	1	1	1
	自立生活支援用具	件	0	1	1	1	1	1	1
	在宅療養等支援用具	件	3	0	0	2	2	2	2
	情報・意思疎通支援 用具	件	2	0	1	2	2	2	2
	排泄管理支援用具	件	198	210	178	60	180	180	180
	居宅生活動作補助用 具(住宅改修費)	件	0	0	0	0	0	0	1
手話奉仕員養成研修事業 (実養成講習登録者数 西部圏 域)		人	7	2	5	10	10	10	10
失語症者向け意思疎通支援者派 遣事業		実施有 無	無	無	有	有	有	有	有
社会参加促進事業 (身体障害者自動車改造助成事 業)		件	0	0	1	1	1	1	1

移動支援事業	延時間	70.5	53.5	26.5	0	36	36	36
	実人数	3	2	2	0	1	1	1
日中一時支援事業	延回数	491	517	543	226	550	550	550
	実人数	8	7	10	9	10	10	10
地域活動支援センター	実施有 無	無	無	無	無	無	無	無
意思疎通支援充実強化事業 (意思疎通支援広域派遣推進事業)	実施有 無	有	有	有	有	有	有	有

【現状と課題及び見込量確保のための方策】

- ・相談支援事業では、平成30年度から一般相談は町内事業所のみ委託を行っており、より障がいのある方が身近な地域で相談に対応できるよう、今後も事業者との連携体制を強化します。
- ・日常生活用具給付事業の給付内容は排泄管理支援用装具が大半を占めています。排泄管理支援用装具が必要な直腸・膀胱機能障害の方は、ここ近年増減を繰り返しています。他の日常生活用具も含めて見込量を確保するため、必要な予算を確保します。
- ・移動支援事業所では年々減少傾向にあり、要因としてはヘルパー資格等の要件を満たす人材が不足しており、移動支援事業の利用調整が難しい状況となっています。しかし、同事業を頼りにされている方も多いことから、安定した利用が継続できるよう利用調整等の必要な支援を行います。
- ・日中一時支援事業では、年々増加傾向にあり、障がいのある方の日中活動の場を確保し、支援者のレスパイトを目的として、今後も事業を継続していきます。
- ・身体障害者自動車改造助成事業では、令和4年度より新たに利用が増え、今後も利用が増加するよう、事業の周知をしていきます。
- ・地域生活支援事業の多くは西部の9市町村で共同委託して実施しています。必要なときに使えるよう、引き続き連携・支援・事業の周知をしていきます。

【参考資料】

1 日南町障がい者プラン策定委員会設置規則

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条第3項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画の策定にあたり、障害者福祉の推進について、広く町民の意見を聴取するため、日南町障がい者プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) プランの策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、プランの策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員18名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 障がい者団体に関係する者
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 保健医療に携わる者
- (4) 社会福祉施設に関係する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に定める所掌事務が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が召集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬については、町長が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉保健課において処理する。

(その他)

第9条 このほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年1月31日より施行する。

2 日南町障がい者プラン策定委員会 委員名簿

役職	氏名	備考（団体名等）
会長	高橋 長年	日南町手をつなぐ育成会会長
副会長	足羽 泉枝	日南町知的障害者相談員
委員	川上 由紀美	日南町身体障害者福祉協会会長
委員	小澤 美知弥	日南町自治協議会代表 (大宮まちづくり協議会)
委員	藤原 寿郎	日南町民生児童委員協議会会長
委員	中村 秀人	日南町社会福祉協議会会長
委員	川上 絵里子	社会福祉法人日南福祉会 デイサービスセンターあかねの郷課長兼 ホームヘルプセンターにちなん課長
委員	北垣 祐輔	日南病院事務部次長
委員	長谷部 弥生	日南町教育委員会参事
委員	小谷 博司	特定非営利活動法人あかり広場 にちなんつなで管理者
委員	渡部 真哉	特定非営利活動法人あかり広場 副代表理事・管理者
【事務局】 日南町福祉保健課 課長 出口 真理 室長 島山 亮子 主事 寺島 武寿		